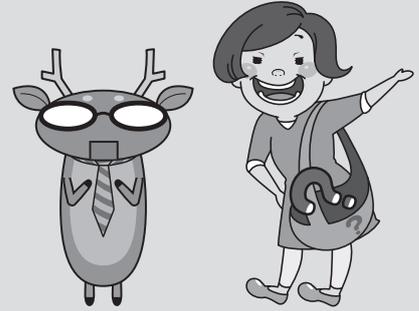


暮らしに役立つ生活情報
センターニュース

北海道立 消費生活センター

きらめく

NO. **144** 3月号



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



「春よ来い。早く来い」。親子でお散歩（札幌・中島公園、昨年3月）

主な内容

知っておきたい新生活の注意点	〈エシカル消費〉買い物は「投票」……………4
賃貸住宅／ネット回線／引っ越し……………2	〈相談事例〉転職サポートで年収アップの はずが……………5
糖尿病治療薬で痩せる？ 副作用も……………3	〈商品テスト〉吸水速乾スポーツタオル ……………6、7
災害に便乗、悪質商法にご用心……………3	3月9日（土）に特別相談……………8
ネット「投げ銭」トラブル多発……………3	
消費者教育支援セミナーを開催……………4	

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouhi-c.jp/>

知っておきたい 新生活の注意点

春になり入学、進学、就職と新しい生活が始まります。成年年齢が18歳に引き下げられ、親元から離れて自分で契約し、一人暮らしをする若者の消費者被害も懸念されます。新生活を始める前に、確認したい注意点を案内します。

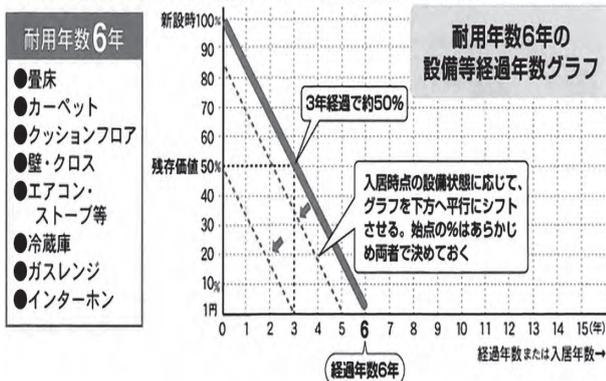
賃貸住宅 部屋の状態、写真に

賃貸住宅から引っ越すときは、入居者には原状回復の義務があります。賃貸借契約での定義は、故意・過失、通常を超える使用などによる損耗や毀損を復旧することです。トラブルを防ぐには、入居時と退去時は、借主と貸主の双方が立ち会い、物件の状態や事前に契約書の修繕特約を確認することが効果的です。入居時に部屋の状態の写真を撮っておくこともよいでしょう。

国土交通省は、原状回復ガイドラインを作成し、時間の経過による損耗が起きる設備などの借主負担の考え方をまとめています。

建物や設備の価値は、時間とともに減少します。これが経過年数または入居年数による設備などの減価割合の基本的な考え方で、入居者負担の修繕費用を計算する際の基準となります。「耐用年数6年の設備」の価値は、新設時から数えて3年後には50%、6年後には1円になります。

■設備の減価及び借主の負担割合(%)=原状回復義務がある場合



北海道宅地建物取引業協会「原状回復のてびき」より

例えば、新設時6万円のカーペット（耐用年数6年）の場合、3年後の退去時の修繕費用負担額は50%の3万円となります。

退去時に修繕費用を請求された場合、設備に関しては、最小限の修繕で可能なため、貸主に請求内容を確認しましょう。

北海道宅地建物取引業協会が作成している小冊子「原状回復のてびき」では、入退去時の部屋の状態を確認できるチェックリストや注意すべき内容や事例を紹介しています。賃貸契約について確認する際は活用ください。

ネット回線 書面でしっかり確認

インターネット回線についても、新しい契約を行う時は、料金プランやサービス内容を書面などでしっかり確認しましょう。転居時にネット回線契約を変更する際も注意が必要です。

国民生活センターによると、光回線に関するトラブルの相談は4月が最も多く（2022年）、プラン変更を申し込んだが、契約が別会社になっていたという事例も報告されています。

このほか国民生活センターでは、引っ越しや不用品回収等のトラブルや、新生活を狙った訪問販売、副業などの「もうけ話」に関するトラブルなどに注意を呼び掛けています。



引っ越し 混雑期避ける配慮を

時間外労働時間の上限規制などが義務化され、トラック運転手も今年4月から規制が適用されます。これは「2024年問題」と呼ばれ、引っ越しも例外ではありません。「希望する日に事業者が見つからない」といったサービスの停滞が考えられます。国土交通省と全国トラック協会は3月16日から4月7日までを「特に混雑が予想される期間」とし、「分散引越」への協力を呼びかけています。

糖尿病治療薬で痩せる？

副作用生じるトラブル発生

「痩身（そうしん）効果がある」と言われた薬をオンライン診療で定期購入し、薬の副作用が生じるというトラブルが発生しています。国民生活センターには「処方されて購入した痩せ薬が、糖尿病患者用であることが分かった。定期購入してしまい、解約できない」といった相談が寄せられています。

「GLP-1受容体作動薬」と呼ばれるこの薬は、ダイエットのために開発された薬ではなく、痩せ薬としては安全性や有効性は確認されていません。嘔吐（おうと）や低血糖、急性すい炎などの副作用が起こるとされています。痩身目的などでオンライン診療を受けるときは、処方薬も含めて医師からしっかり説明を受け、慎重に検討しましょう。



災害に便乗 悪質商法

消費者庁が注意呼び掛け

今年の元旦、令和6年能登半島地震が発生しました。大災害が起きると、便乗した悪質商法が増えます。被災地だけが狙われるとは限らず、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などとして申請代行や住宅修理の勧誘、行政機関などを名乗る義援金・寄付金詐欺の相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁は、次の点で注意を呼び掛けています。①公的機関が家庭に電話で義援金を求めることはないため、当該機関に確認する②募っている団体などの活動状況や用途をよく確認し、納得したうえで寄付する③口座に振



り込む場合は、振込先名義をよく確認する。

保険の申請サポートや義援金の勧誘を受け、不審に思ったり、被害にあったりしたときは地域の消費生活センターや消費者ホットライン188に相談しましょう。

ネット「投げ銭」トラブル多発

「推し活」で高額請求も

最近では自分の好きなアーティストやグループを“推し”、応援することを「推し活」と呼びます。インターネットを介し、“推し”（配信者）にお金を送る「投げ銭」と呼ばれる行為のトラブルが若者を中心に増えています。

投げ銭は、もともとは大道芸人などに観客がお金を払う行為でしたが、近年は“推し”への送金も指すようになり、高齢者が行うこともあります。

デジタルギフトなどを購入し、それを贈ることで“推し”は金銭を受け取り、その金額によってランキングが上がります。

配信画面にはハートマークや打ち上げ花火の絵が表示されます。「投げ銭」を送る側は、“推し”の順位が上がることでうれしさを感じたり、直接やりとりできたり、認知してもらうため送金してしまいがちですが、後日、高額な請求が来るなどのトラブルが起きています。

子供が親のクレジットカード情報やスマートフォンの決済機能を利用し、勝手に送金してしまう事例が報告され、請求金額は数十万円になることもあります。

応援グッズなど形のある物は、購入した実感があると思いますが、インターネットで即時に送金される「投げ銭」は、現金払いに比べると負担感の薄いことが特徴です。高額な支払いにならないよう注意し、子供がスマートフォンを使う場合は、決済システムを利用できないようにするなど対策を講じましょう。



消費者教育の実践学ぶ

教員対象に支援セミナー

1月10日、道立消費生活センターで消費者教育支援セミナーを開催しました。北海道消費者協会、北海道教育委員会、北海道金融広報委員会、道立消費生活センターの主催。全道から小中学校、高校、養護学校などの教員らが会場、リモート、アーカイブで33人参加しました。

午前は、日本エシカル推進協議会理事の島田弁護士（福井市）が「エシカル消費と消費者教育～考え、行動する消費者が未来を変える」をテーマに講演しました（**詳細は下段「未来を変えるエシカル消費」**に）。

午後は、札幌弁護士会消費者保護委員会の山田光洋弁護士（札幌市）が「教育現場で知っ



ておきたい契約知識・消費者法」をテーマに、賃貸契約や儲け話についてトラブル事例などを紹介しました。

引き続き、金融広報中央委員会事務局の竹内俊久主査が「先生方と考える～これからの金融教育～」と題し、学校教育でお金の大切さを学ぶことの重要性を話しました＝写真＝。

未来を変えるエシカル消費

買い物は「投票」

消費者教育支援セミナーで講演した島田弁護士は、買い物は社会を変える「投票」と訴えました＝写真＝。総務省によると、2020年度の国内総生産に占める「個人消費」は、全体の53%もあります。消費者は自身の消費行



動がもたらす影響を理解し、商品の背景に思いを巡らせる想像力が必要であると強調しました。

消費者には「買わないという選択肢」があり、1997年にスポーツ用品の世界的メーカー

であるナイキ（米国）で、製造委託先での強制労働が発覚し、人権団体による不買運動に発展したことを紹介しました。自身が手にする商品の背景を見る目を養うこと、商品の歴史や生産現場について知り、買い物をすることもエシカル消費の一つであると語りました。

しかし、消費者もいきなり買い物のすべてをエシカル消費に転換することは難しいことでしょう。島田弁護士は「毎日必要ありません。個人消費の影響力はとても大きく、『たまに』『気が向いたら』『ここだけエシカル』で十分」と語り、持続可能な未来を創るために、少しずつ変わらないといけないという自覚を持ち、主体的にエシカル消費に取り組む必要性を強調しました。

消費生活相談員を募集

北海道消費者協会は、道立消費生活センターで勤務する消費生活相談員を募集しています。資格として①消費生活相談員資格（国家資格）②消費生活専門相談員（国民生活センター）③消費生活アドバイザー（日本産業協会）④消費生活コンサルタント（日本消費者協会）のいずれかが必要。詳細は総務・組織連携グループ011-221-4217へ。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎ 188 (「嫌や」泣き寝入り)
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

転職サポートで年収アップのはずが…

希望する条件で転職できない

Q 昨年、インターネットで転職先を探していたところ、適職診断サイトを見つけ、診断後に Web 会議ツールで無料カウンセリングを受けることになった。その際に事業者から、「転職サポートを受けると、今の職場より年収が上がりキャリアアップができる」と繰り返し強調された。希望年収額を告げると、「絶対いける」と言われた。それなら良いと考えて転職サポートを受けることにしたが、代金は100万円と高額だった。支払えないと言ったら

クレジット契約を勧められ、分割払い手数料を含めて総額140万円近くになった。その後、転職サポートを受けたが、希望する年収額の転職はできず、毎月のクレジットの支払いが厳しい。解約を申し出ると、違約金48万円を支払うようにと迫られた。支払わずに解約できるか。



(20代 男性)

A Web 会議ツールで勧誘されて契約した場合は、特定商取引法の電話勧誘販売に該当します。その場合、事業者は同法で定められた内容を記載した書面を交付する義務があります。

北海道消費生活条例では、将来において不確実な内容を断定的に消費者に伝えて勧誘することは、不当な取引方法として禁止しています。また、同条例では、消費者の知識や収入などの状況に照らして不適當な契約を勧誘することも禁止しています。

相談者には、契約の経緯をまとめた書面等を事業者とクレジット会社に送るよう助言しました。センターから事業者に対して、特定商取引法や北海道消費生活条例に違反する行為があったと考えられることから、違約金は請求せずに既に支払った代金を返金してほしいと交渉を重ねました。その結果、最終的に事業者から、返金はできないが、違約金は請求せず解約に応じると提案があり、早期解決を望んだ相談者がこの提案に応じて、相談を終了しました。

就活の不安につけ込むトラブルにも注意

最近の就職活動では、企業セミナーや面接の Web 開催のほかに、SNS での情報収集等、オンラインの活用が進んでいます。

インターネット広告等で見つけた無料カウンセリングや、SNS で知り合った人から就活生がアドバイスを受けるための Web 会議に参加した際に、高額なセミナーやビジネススクール等の契約を不意打ち的に勧誘されてトラブルに遭ったとの相談も寄せられています。

事業者からの「必ず希望年収がかなう」「今のままでは就職できない」といった断定的な説明や不安をあおるような言葉には気を付けましょう。SNS 上で知り合った人からの一見親切な誘いは、高額な契約の勧誘が目的かもしれないので、注意しましょう。

困ったときは一人で悩まず、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

吸水速乾スポーツタオル

商品
テスト

一般的にタオルの素材は吸水性のよい綿が主流ですが、乾きにくい、重いといったデメリットがあります。最近ではマイクロファイバーなどに加工したポリエステルやナイロン、吸水性の高いPVA（ポリビニルアルコール）素材を利用した吸水速乾スポーツタオルが登場しています。速乾性もあり、軽く、持ち運びも手軽とされ、水泳などのスポーツ全般、アウトドアなどにも幅広く利用されています。

そこで、これら吸水速乾スポーツタオルの性能や構造をテストし情報提供します。

テスト品目

- 吸水速乾をうたったスポーツタオル
 - ・PVA 素材… 3 銘柄（No.1～3）
 - ・ナイロン、ポリエステル素材… 5 銘柄（No.4～8）
- 参考品
 - ・一般的な綿100%タオル 1 銘柄（No.9）

テスト結果

○吸水の速さ

切断した生地の下端を水に浸け、10分間に吸い上げた水分の高さ（mm）を測定しました。数値が高いほど、吸水性が優れていることを示します。吸水速乾タオルは最小で78（No.2）～最大で169mm（No.6）、参考品（No.9）は70mmで、吸水速乾タオルはいずれも参考品以上の吸水性を示しました。

○吸水できる量

一定面積当たり自重の何%まで吸水できるかを測定しました。吸水速乾タオルは最小で212（No.8）～最大で673%（No.3）、参考品は571%でした。

素材別にみると、PVA 素材は平均627%で自重の6倍以上吸水することができました。

ナイロン、ポリエステル素材は平均309%



で自重の3倍以上の水分を吸水することができました。

○速乾性

一定量の水分を滴下し、10%未満に乾くまでの時間を測定しました。時間が短いほど速乾性に優れていることを示します。PVA 素材は最短で82（No.2）～最長で119分（No.1）、平均102分、ナイロン、ポリエステル素材は最短で21（No.8）～最長で40分（No.7）、平均32分、参考品は54分でした。PVA 素材は参考品よりも約2倍乾くののに時間がかかり、ナイロン、ポリエステル素材は参考品よりも約1.7倍速く乾きました。

○吸湿性

温度20度、湿度65%の環境における繊維内の水分率を測定しました。PVA 素材は平均6.2%で吸湿性が高く、綿100%の参考品（5.6%）より若干高い結果でした。

ナイロン、ポリエステル素材は平均0.9%で参考品よりも吸湿性が低い結果でした。

○耐洗濯性

洗濯10回後、全銘柄吸水性、速乾性、吸湿性にほぼ変化はなく、洗濯後も性能を維持していました。

○電子顕微鏡による観察

生地や繊維の断面図を拡大観察したところ、PVA 素材はいずれもスポンジ状の構造で網目状の気孔が多数確認できました（写真

1)。この孔に大容量の水分を保持することができますと考えられます。

ナイロン、ポリエステル素材はいずれにも吸水加工が施された繊維が確認できました。

繊維1本1本が放射線状の三角断面形状で無数の隙間を持っているため、毛細管現象により、本来吸水性のない合成繊維にも高い吸水性が認められたと考えられます（写真2）。

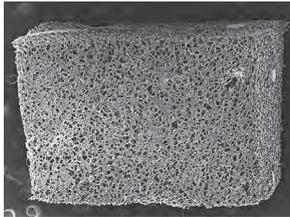


写真1 No.3 スポンジ構造 30倍

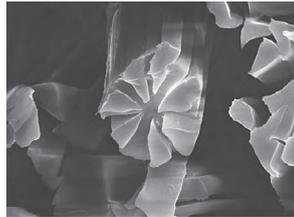


写真2 No.5 吸水加工繊維 3000倍

消費者へのアドバイス（素材別）

・PVA 素材

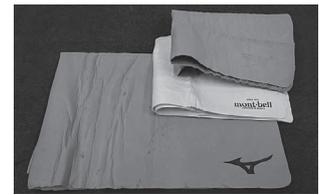
多くの水分を吸収でき、吸湿性もありますが、乾燥に時間がかかります。また、完全に乾燥してしまうと素材が固まってしまうた

め、湿潤状態で販売されており防腐剤等が使用されています。そのまま使用すると皮膚障害などの原因となるため、必ずよく水洗いしてから使用しましょう。

・ナイロン、ポリエステル素材

吸水の速さは綿と遜色ありませんでしたが、吸湿性は低い結果でした。しかし、速乾性に非常に優れ、いずれも3~40分程度で乾きました。

・水泳、水遊びなど、多くの水分を拭き取りたい場合はPVA 素材、ちょっとした手洗い、汗ふきなどには乾燥が速い、ナイロン、ポリエステル素材を使用するなど状況に応じて使い分けましょう。



PVA 素材 (No.1~3)



ナイロン、ポリエステル素材 (No.4~8)

テスト結果

No.	銘柄名	表示者名	組成表示	テスト結果							
				吸水性				速乾性		吸湿性 (%)	
				吸水の早さ (mm)		吸水できる量 吸水率 (%)		10%未滿に至るまでの時間(分)			
				洗濯前	洗濯10回後	洗濯前	洗濯10回後	洗濯前	洗濯10回後	洗濯前	洗濯10回後
吸水速乾スポーツタオル	1 Mizuno スイムタオル	ミズノ (株)	PVA	145	145	670	675	119	128	6.3	6.1
	2 speedo セームタオル	(株) ゴールドウイン	PVA	78	90	538	555	82	85	6.1	5.9
	3 mont-bell ソークアップタオル	(株) モンベル	PVA	130	155	673	594	105	98	6.2	5.9
	PVA 素材平均			118	130	627	608	102	104	6.2	6.0
	4 speedo マイクロセームタオル	(株) ゴールドウイン	ナイロン100% (ポリウレタン樹脂使用)	121	118	356	333	39	37	2.0	1.6
	5 mont-bell マイクロタオル	(株) モンベル	ナイロン50% ポリエステル50%	119	119	250	264	23	22	1.0	1.0
	6 SWANS 乾いても固くならない高吸水・速乾スポーツタオル	山本光学 (株)	ポリエステル85% ナイロン15%	169	175	374	369	36	40	0.6	0.3
	7 N・rit スーパードライタオル	輸入元 (株) キャラバン	ポリエステル85% ナイロン15%	155	159	354	358	40	41	0.5	0.3
	8 Matador ナノドライトレックタオル	(株) エイアンドエフ	ポリエステル85% ナイロン15%	91	114	212	219	21	19	0.2	0.2
ナイロン、ポリエステル素材平均			131	137	309	309	32	32	0.9	0.7	
参考品	9 フェイスタオル	(株) モンベル	綿100%	70	87	571	580	54	53	5.6	5.8

3月9日(土)に特別相談

道立消費生活センターと札幌弁護士会は3月9日（土）午前10時～午後3時に特別相談「消費者トラブル110番」を実施します。電話相談のほか、来所（事前予約が必要）による相談にも対応します。詳しくは相談・支援グループ☎011-221-0110へ。

特別相談電話番号：011-272-8106

「お断りステッカー」の活用を

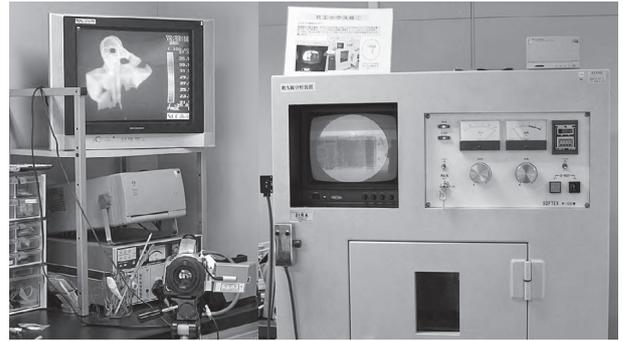
当センターは、自宅に貼ることができる「訪問販売お断り」ステッカー＝写真＝を配布しています。新生活で転居する方や、「訪問販売業者に来訪され、困ったことがある」という方は活用を。

北海道消費生活条例では、訪問勧誘を拒絶する意思を示すステッカーなどが玄関に貼られている消費者宅を訪問・勧誘した場合、「勧誘拒絶後の勧誘」（第16条1項）に当たるとして禁じています。問い合わせは教育啓発グループ☎011-221-0110へ。



センター見学しませんか

当センターは、施設見学を行っています。展示室では、エシカル消費や日々の買い物で役立つ情報をパネル展示やDVDの上映で紹介し、商品テストの結果も展示しています。テスト室も見学でき、日々のテスト業務を専門の技師が説明します（事前予約が必要）。



家庭機器室では、軟エックス線装置を用いて電子機器の中身を見たり、赤外線カメラを用いて物体の温度を見ることができ＝写真＝、機器分析室ではガスクロマトグラフなどの分析機器を用いたテストの様子を見学できます。全道の消費生活相談窓口を通じて、消費生活に関する商品の検査依頼も受け付けています。

見学は、学校の課外学習など団体や個人を問わずご活用ください。2名以上で申し込みいただくと、職員による説明を行います。問い合わせは教育啓発グループ☎011-221-0110へ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

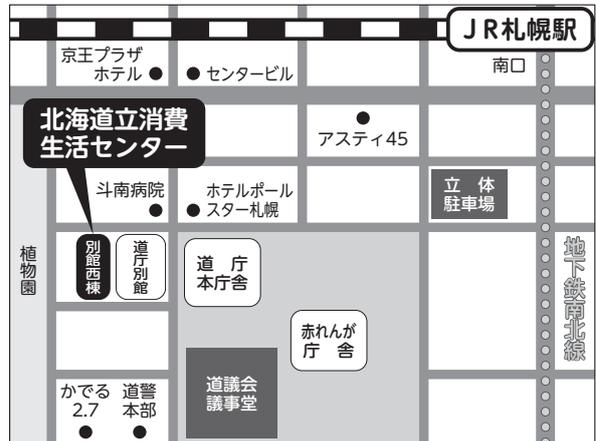
ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<https://www.do-syouchi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索



本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。